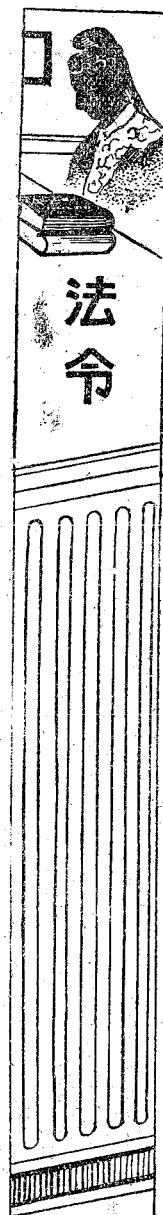


# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例



〇 生

## ◎ 土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認定す。

起業者 事業の種類

起業地 年月日

神戸市 學校建設

内烏帽子町一丁目地

一七、五、一四

横濱重工業 造船事業設  
株式會社 備擴張

神奈川縣横濱市  
守屋町一丁目地

一七、五、一三

鐵道大臣 鐵道保養所  
建設

福岡縣三井郡三國  
基山町地内

一七、五、七

左の事業は土地收用法に依り土地に關する所有權以外の權利を收用する事を得るものとす。

起業者 事業の種類

起業地 年月日

兵庫縣神戸市葺合  
内宮本通七丁目地

一七、五、七

神戸市 葵學校敷地擴  
張

兵庫縣三井郡三國  
基山町地内

一七、五、七

横濱重工業 造船事業設  
株式會社 備擴張

兵庫縣三井郡三國  
基山町地内

一七、五、一二

## ◎ 軌道法に依る申請に對する處分

住宅營團 住宅建設

東京府東京市葛飾  
宿町新宿町一丁目地内

一七、五、一二

大阪府知事 道路改築

大阪府中河内郡龍  
華町地内

一七、五、一四

## 東京府

東京地下鐵道申請に係る東京市電、城東線所屬電車  
東京市長並東京地下鐵道直通運轉認可

使用區域を擴張せんとするの件は、今般陸上交通の統合に伴ひ運  
轉系統を一部變更し地下鐵城東線所屬車輛一形、一〇形、二〇形、  
三〇形電車を市内線に直通使用せんとするものにして格別支障無  
之ものと認められ一月三十一日監第三〇五號を以て内務、鐵道兩  
大臣より認可ありたり。

## 東京府

京王電氣軌道 柴崎停留場設計變更認可

京王電氣軌道申請標記の件は軌條の磨耗を防止し運轉の圓滑を  
圖るため工費一、五〇二圓五七錢を以て配線を變更し曲線を除  
去し、其れに伴ひ信號機の位置を變更し出札所を新設せんとする  
ものにして別段支障無之と認められ十一月二十一日監第三、九九  
一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京横濱電鐵 踏切警報機新設認可

東京横濱電鐵申請に係る玉川線松陰神社前第二號踏切道に踏切  
警報機を設置の件は、本踏切道は都市計畫に依り東京市に於て近  
く擴築せらるゝものにして擴築の時に相當の交通量を豫想せら  
るゝに依り交通保安上右設置をせんとするものにして、設置警報  
機BL2型二基、工費二、五一二圓六六錢（東京市の補償に依る）

右は別段支障無之と被認五月二十一日監第一三八號一を以て内務、  
鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電氣軌道 布田停留場設計變更認可

京王電氣軌道申請標記の件は、布田停留場構内配線變更  
に伴ひ曲線を除去し信號機の位置變更、涉線の撤去、並出札所を  
新設せんとするものにして、右は十一月二十一日監第三、九九〇  
號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京横濱電鐵 玉川線自動踏切警報機新設認可

東京横濱電鐵申請標記の件は、今般東京府に於ける府縣道一號  
線改修に伴ふ道路付換の爲、玉川線（舊砧線）府縣道一號線交叉  
點に自動踏切警報機を新設せんとするものにして格別支障無之被  
認十二月四日監第四、〇三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可  
ありたり。

京王電氣軌道 工事方法變更認可

京王電氣軌道申請に係る停留場附近色燈式閉塞信號機増設並位  
置變更の件は、東府中停留場折返し運轉をなす場内に閉塞信號機  
二基を増設し舊八幡前停留場前後の信號機二基を移設し出發信號  
機、尙明大前停留場從來の閉塞信號機にては不便なるを以て色  
燈式閉塞信號機二基増設し信號機三機位置變更し高幡停留場上り  
線場内信號機を遠方より確認し得る個所に移設せんとするものに  
して別段支障無之と認められ五月二十一日監第一、二〇五號を以

て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 東京市電 神明町車庫引込線増設並鐵柱移設認可

東京市申請標記の件は、動坂線の乗客增加に伴ひ既設涉線の折返し運轉のみにては輸送の圓滑を期し難きに依り工費一〇五、八二四圓を以て本引込線の増設に依り車輛の停滯に基く障害を回避すると共に操車の調整を圖らんとするの件は、別段支障無之爲、

客年十二月十八日監第四、二五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 京成電氣軌道 軌道抵當權設定認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は、事業資金調達の爲既に第十回社債壹千六百萬圓、第十二回社債參百萬圓、計壹千九百萬圓の無擔保社債を發行し居れるが、此既發行社債には全部

會社財產を他に擔保として供與せざる旨の特約所謂「ネガチブ・セキユリティー・クローズ」を附せり、然るに今回既に事業擴張資

金に充當せる短期負債を長期且安定せる社債に借換せんとするに當り當今起債界の原則上必ず物上擔保附となすべき必要有之、右既發行の無擔保社債の所謂「ネガチブ・セキユリティー・クローズ」の爲此の財務安定を計らんとする擔保附新規社債發行に支障を生ぜるが故に、無擔保の既發行第十回社債、第十二回社債に對する「ネガチブ・セキユリティー・クローズ」を改め物上擔保附

社債と爲さんとするものにして、今回新規に發行せんとする第十

三回社債と同時に軌道財團、自動車交通事業財團の上に同順位の抵當權を設定し以て既發行社債權者の權利の保全を計らんとする件は、客年十一月十八日監第四、〇一二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 備 考

#### 一、第十回物上擔保附社債總額

壹千六百萬圓

#### 一、利 率

年四分五厘

#### 一、償還方法

發行の日より二ヶ年据置き昭和十八年二月一

日迄隨時償還す

#### 一、利子支拂の方法及期限

利子は毎年二月一日、八月一日に半ヶ年分を

#### 利札引換に支拂ふ

#### 東京市電 電動客車増備認可

東京市申請に係る標記の件は、乗客の激増、古朽車の整理等の爲車輛に不足を生じたるを以て、昭和十六年度に於て小形ボギー

車六十輛（七〇〇型電車）新造せんとするの件は、五月二十八日監第一、四七二號を以て二十八輛に限り内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 京 都 府

#### 京阪電氣鐵道 橋道橋梁工事方法變更認可

京阪電氣鐵道申請に係る標記の件は、昭和十四年八月施行の軌

道營業監査の結果に基き申請せるものにして京阪線橋梁の一部は  
橋桁並に之に伴ひ橋臺橋脚を資材の關係上變更せんとするものに

して、五月二十八日監第一、三〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より  
認可ありたり。

#### 京都市營軌道 出町線運輸營業休止延期許可

京都市申請に係る出町線（自上京區河原町通り今出町青龍町二  
六二至同二三四間）營業休止期間は本年三月三十一日迄の處本線  
は都市計畫第六號線上に軌道敷設の上連絡運輸營業開始可致もの  
にして、右都市計畫事業未成の爲更に昭和十八年三月三十一日迄  
延期せんとするの件は、止むを得ざるものと認めらるゝに依り五  
月二十八日監第一、二七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可  
りたり。

#### 京都府・滋賀縣

#### 京阪電氣鐵道 車輛設計一部變更認可

京阪電氣鐵道申請に係る標記の件は、乗客激増に對處する爲工  
費二九、五一八圓を以て電動客車一輛を自重二三噸、定員七十人、  
車體幅員二、一一〇米に設計變更せんとするの件は、別段支障無  
之と認めらるゝも本電動客車の荷重は既認可所定動荷重を超過す  
るを以て別途所定動荷重變更の手續をなすものとして五月二十二  
日監第一、一七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市

#### 大阪市營軌道 工事竣工期限延期許可

大阪市申請に係る標記の件は昭和十五年六月十八日附監第一、  
四二二號を以て認可並許可を受けたる市電軌道天王寺阿倍野線延  
長線及阿倍野橋線軌道工事施行並既成線工事方法變更工事は同年  
八月八日着手し本工事に關聯する阿倍野橋兩詰地下埋設物の移轉

整理工事が資材調達の關係上遅延し爲に軌道工事も亦遅延の已む  
なき次第となり、隨つて義に認可並許可の際指示を受けたる竣工  
期たる昭和十六年十二月十七日迄には竣工し難き状態に立到り竣  
功期限を昭和十七年十二月十七日迄延期申請せるものにして、事  
情已むを得ざるものと被認 三月十八日監第五六五號を以て内務、  
鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營軌道 電動客車増備認可

大阪市申請に係る低床ボギー式電動客車十二輛新造の件は、激  
増しつゝある乗客輸送の萬全を期する爲工事費五四〇、〇〇〇圓  
(營業利益金及起債に依る)を以て前記電動客車十二輛(自重十  
六噸、定員九四名)を新造致し度きと云ふものにして、二月十六  
日監第一、二三號を以て軌道電動客車増備の件六輛に限り内務、  
鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營軌道 軌道保安設備變更認可

大阪市申請に係る標記の件は、九條中之島線、松島安治川線、

本田通一丁目交叉點信號轉轍聯動裝置制御方法を變更せんとするものなり、費用五〇圓（營業利益金を以て支辨）にして材料は手持品を充當するを以て別段支障之無六月九日監第一、五二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營(高速軌道) 假設物使用期限延期認可

大阪市申請標記の件は、昭和十三年三月七日附監第一、〇一七

號を以て認可に係る同市高速電氣軌道大國町停留場内假檢車場使

用期限は昭和十五年三月二十日附電甲第一四號を以て昭和十七年

三月三十一日迄延期方申請中なるも、大國町停留場内假檢車場は

第三號線大國町停留場内側線を假檢車場として利用し自下使用中に係るものにして第一號線我孫子車庫竣功迄存置の要あり、昭和十九

年三月三十一日迄使用期限を伸長せむとするものにして事情已む

を得ざるものと被認、五月一日監第一、一八一號を以て内務、鐵

道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營 軌道 谷町交叉點附近工事方法變更認可

大阪市申請に係る本件は、市電軌道上本町線上本町二丁目馬場

町間は最近軍事上の都合により一時運轉を遮断せらるる場合あるを以て之に對處し、運輸の圓滑を圖る爲谷町三丁目交叉點に於ける連絡線を變更せむとするものにして操車上止むを得ざるものと

認められ、客年十二月十一日監第四、三二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**大阪市營軌道 南北線連絡線撤去認可**  
大阪市申請に係る南北線一部（大江橋分岐點）連絡線は、操車上利用少く存置の必要なき爲之を撤去せんとする件は、別段支障なきを以て五月一日監第一、一八二を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。工法を示せば左の通り

#### 一、撤去軌道

南北線（東廻り） 一、〇三四四米七二

同 右 程 一、〇八四四米三二 間延長四九米六〇

#### 二、工 法

撤去軌道敷の道路面は、在來軌道敷同様セメントモルタルを以て厚一〇釐の花崗岩板石鋪装をなすものとす。

此工費 一五〇〇圓

#### 大阪市營 電動客車増加認可並特別設計許可

大阪市申請に係る標記の件は、曩に新京交通株式會社へ譲渡

したる代替車輛として工費三七八、〇〇〇圓を以て低底ボギー式電動客車七輛を新造し手用制動機を省略せんとする特別設計の件

は、三月三十一日監第六六七號を以て電動客車増加の件認可し別設計の件許可ありたり。

#### 大阪府・京都府

#### 京阪電氣鐵道 電動客車實施設計認可

本件は曩に昭和十六年八月十九日附監第五六七號を以て認可を

受けし電動客車四輪を京阪線運轉用として工費四二〇、〇〇〇圓を以て新造せんとするの件は、格別支障無之爲五月二十一日監第一、一七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪府・兵庫縣

##### 阪神急行電氣鐵道 電動客車設計變更認可

阪神急行電氣鐵道申請に係る標記の件は、電動貨車七輪に燈火管制裝置設備と共に車内燈、前照燈、標識燈の電燈及位置、車内電線接續方法を變更し以て既認可設備の一部を整備統一せんとするものにして、格別支障無之と認められ五月二十八日監第一三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 神奈川縣

##### 京濱電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

京濱電氣鐵道申請標記の件は、本線品川起點二〇、七五五米に御殿町踏切は附近一帶の産業振興に伴ひ踏切横斷者激増せるを以て交通者の安全と運輸の圓滑を期する爲在來踏切道を廢止し、

架道橋を新設し立體交叉に改築致度と云ふものにして、右は六月九日監第一、三七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 兵庫縣

##### 阪神電氣鐵道 道路及工事方法變更の件

阪神電氣鐵道申請に係る標記の件は、新在家停留場附近は昭和十三年夏の大水害以來附近河川溝渠の流水悪く屢々電車運轉を一

時中止の已むなきに至るを以て一部線路を昂上すると共に排水設備をなし、同上線路昂上に伴ひ電車線の軌條面上の高さを變更せんとするものにして施行適當にして別段支障無之と認められ五月十四日監第一、一七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

##### 山陽電氣鐵道 鐵道線所屬電動客車直通運轉認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は、昭和十四年四月四日監第一、〇二七號を以て認可を受けし鐵道線電動客車六輪近日竣工致可きに付竣功の上は軌道線に乗入運轉せんとするの件は支障無之認めらるゝに依り、二月二十一日監第四一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

##### 備考

明石驛前——兵庫間 四輪ボギー電動客車

##### 山陽電氣鐵道 車輛設計變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る該禮軌道線所屬電動客車三十輢、電動貨車五輢は從來聚電裝置として「トロリーポール」式を使用中なりしが、「トロリーポール」式聚電裝置は構造上高速度運轉に適せず事故誘發の原因となる爲工費六四、一〇〇圓（内六〇、〇〇〇圓借入金支辨）を以て之を「パンタグラフ」式に變更せんすると共に從來移動式前照燈を使用し居りたる十九輢に固定式前照燈を設置せんとするの件は、格別支障無之被認るに依り客

道路の改良 第二十四卷 第七號

九六

年十二月二日監第四、一〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神戸市營軌道 工事方法變更認可

神戸市申請に係る標記の件は、昭和十二年九月二十四日附監執

第二、〇七四號一軌道實地監査通牒第七項の指定に基き使用車輛の幅員増加、之に伴ひ道路横斷定規を變更せんとするものにして支障無之認めらるゝに依り、三月三十一日監第六七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神戸市營 第二期第四號線（夢野線）下澤通一丁目間 神戸港地方間

工事着手期限延期許可

神戸市申請に係る標記の件は、昭和十五年二月十五日附監第五七號を以て昭和十六年四月一日迄工事着手期限延期許可を受けし標題線中自兵庫區下澤通一丁目一番地先間は未だ都市計畫街路工事歩々しからず、其後交通状勢にも著しき變化なきを以て本路線の建設は時局柄比較的急施の必要なものと思料せられ且現在市營「バス」の運行に依り交通機關の使命を果し居る現狀なるに依り此工事着手期限を昭和十九年四月一日迄、其の竣工期限を昭和二十年十月一日迄延期せんとするの件は、五月二十一日監第一、二四四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

参考

一、工事施行年月日

昭和十二年十月二日監第三、八一二號認可  
(着手期限昭和十三年四月一日)

(竣功期限昭和十五年四月一日)

二、工事着手期限延期年月日  
昭和十五年二月十五日監第五七號許可  
(着手期限昭和十六年四月一日迄延期)

三、今回工事着手期限延期年月日  
着手延期 昭和十九年四月一日  
竣工延期 昭和二十年十月一日

群馬縣

東武鐵道 工事方法變更認可

東武鐵道申請に係る本件は、昭和九年六月二十二日監執第一〇五六號の一軌道監査通牒に基き之が整備の爲標記の件認可申請ありたるものなりしが、之に對し昭和十四年八月二十四日監執第一九二號を以て更に不備事項の照會をなしたるに對し回答を提出したるものなり、右は工費三千七百拾圓を以て澁川、伊香保間曲線外軌條更換工事を爲すものにして六月九日監第一、三七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

栃木縣

日光自動車電車 客車設計變更認可

日光自動車電車申請に係る標記の件は、客車軌道監査の際の指示に基き客車及附隨車各四輪に對し車室内電熱器を設置するもの

にして別段支障無之被認三月二十七日監第五八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**鍋山軌道 車輛設計（特別設計を含む）認可**

鍋山軌道株式會社申請に係る標記の件は、運輸能力増大の爲左記車輛八輪購入増加し使用せんとす。

記

**機車 瓦斯倫機關車四輪（二、五五三二輪 一、九五三二輪）**

木炭瓦斯發生機四輪（七一七庭、八〇四庭）亦緩衝器及聯結器の擔擣機省略せんとする特別設計の件は、三月三十日一監第三七五號を以て内務、鐵道兩大臣より車輛設計の件認可し特別設計の件許可ありたり。

**愛知 縣**

**名古屋市電 循環東線軌道假設物使用期限延期認可**

名古屋市申請標記の件は、昭和十六年三月六日附監第九二六號を以て認可の循環東線軌道假設物の使用期限は昭和十六年八月三十一日迄と指定したるも別途施行中の開渠埋立工事延滞の爲、更に昭和十六年十二月三十一日之が伸長方を願出たるものにして已むを得ざるものと認められ、客年十二月九日監第四、〇六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**名古屋市電 軌道電氣工事方法變更認可**

名古屋市申請に係る築地變電所は現在三〇〇「キロワット」硝

法  
令

子製本銀整流器一組を常用し豫備器を設置せず、非常の場合は船方變電所より連絡線に依り逆饋電を受くる事とせしが國際状勢の逼迫に伴ひ今回更に三〇〇「キロワット」水銀整流器一組を増設し豫備器として充當せんとする件は、監第、一三一五號を以て五月九日内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡 縿

**靜岡電氣鐵道 秋葉線停留場廢止認可**

靜岡電氣鐵道株式申請に係る秋葉線左記五停留場は、不況時代然も併行バス對抗上乗客吸收の一策として設置したるものなれども、其の利用率低く今後の向上も亦期待し難し以て廢止せんとする件は、不得已ものと認めらるゝに依り四月二十七日監第九八六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

**停留場名 中心糾程**

**地名 地番**

**宮本町停留場 ○、三三二糾**

**静岡縣磨田郡袋井町高尾二、一**

**金屋敷 " 五、八八五 "**

**同 縣周智郡山梨町上山梨八〇**

**高平山 " 七、三一二 "**

**同 縣同 郡飯田村飯田二、二**

**中飯田 " 八、三六九 "**

**同 縣同 郡同 村 同字二、**

**戸綿 " 一一、一七三 "**

**同 縣同 郡同 村睦實一、六**

## 滋賀縣

## 京阪電氣鐵道 線路並工事方法變更認可

京阪電氣鐵道申請に係る標記の件は、石山坂本線中、石山驛前聚津兩停留場間の單線を複線に變更し尙在來の東海道鐵道跨線橋々朽腐蝕甚しく危險に付架せんとするものにして、工場地帶たる同地域の急激なる發展に伴ひ輸送不圓滑の狀態に鑑み緊急施行を要するものとして、五月二十八日監第一、三六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 京阪電氣鐵道 假設物使用期限延期認可

京阪電氣鐵道申請に係る標記の件は、昭和十六年八月二十五日

の併用軌道は從來の位置に於て其の儘新設軌道に變更し道路は線路に併行移設せんとするものにして、此の工事費四七、〇〇〇圓なり、工法其他支障無之認めらるゝに依り五月七日監第一、〇九、七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 名古屋鐵道 美濃町線橋梁工事方法變更認可

名古屋鐵道美濃町線武儀郡有知村地内の木造橋は腐朽甚しく度不足と認めらるゝに依りコンクリート造涵渠（徑間平均一米四三五）に改築せんとするの件は、別段支障無之認めらるゝに依り客年十二月十八日監第四、一〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 名古屋鐵道 美濃町線軌道工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は、地元町に於ける河川改修計畫に對應し美濃町線第六十號橋梁（木造）を混凝土橋に變更すると共に、水位の關係上同橋梁の前後線路一部上げ方施行せんとするの件は、工法適當と認めらるゝに依り五月二十八日監第一、二六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 参考

工 費 九、〇〇九、六〇圓

所要資材 鋼材 四、四噸

## 名古屋鐵道 美濃町線々路及工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は、昭和十六年度國庫

## 補助府縣道岐阜富山線改良工事に伴ひ、美濃町線中新田、新關間

## 宮城縣

## 仙臺市電氣軌道 電車々讓受認可

仙臺市申請に係る標記の件は、昭和十六年五月十五日附を以て

東京市電氣局より電車々輛譲渡届出の四一三號、四九〇號、五一  
五號の三輛を本市に於て譲受使用せんとするも譲受の上は一部設  
計變更の上使用致度と言ふものにして、別段支障無之と認められ  
六月九日監第一、四三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あり  
たり。

### 福島縣

#### 福島電氣鐵道 工事方法變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る本件は、曩に電動客車設計變

更認可申請あり、右車輛の運轉に關し飯坂西線々路建築限界に抵  
觸するに付、工費四二、一五〇圓を以て土工定規並に停留場及び  
側線の一部を變更せんとするの件は、三月十日監第四二四號を以  
て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 福島電氣鐵道 車輛設計變更の件

福島電氣鐵道申請に係る標記の件は、昭和十三年以來二軸電動  
客車三輛、二軸ボギー電動客車十輛の修繕を終り殘車五輛(二軸  
電動客車二輛、二軸ボギー電動客車三輛)に對し現下客貨輜輶著  
しきを以て幅員を擴張して乗車定員を増加し、且省社貨車の直通  
運轉の計畫に基き之が牽引可能なる連結裝置等を施行せんとする

ものにして、右は三月十日監第三一五號を以て内務、鐵道兩大臣  
より認可ありたり。

### 法 令

#### 福島電氣鐵道 軌道抵當證書記載事項及元利支拂豫算

##### 變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る本件は、昭和二年一月二十八  
日監第一六一號及昭和三年五月十一日監第一、二五六號を以て軌  
道抵當權設定認可を受け左記の通り借入金辨濟期限並利率を變更  
せんとするの件は、一月九日監第四、三四六號を以て内務、鐵道、  
遞信三大臣より認可ありたり。

##### 記

##### 新

##### 舊

一、辨濟期限	昭和二十一年	昭和十六年五
五月二十五日	月二十五日	
一、利率	五分四厘	五分五厘
一、辨濟方法	分割辨濟	一時辨濟

### 石川縣

#### 北陸、同電氣 鐵道 軌道並鐵道抵當證書記載事項變更認可

北陸合同電氣株式會社の經營に係る軌道事業並鐵道事業を北陸  
鐵道株式會社に譲渡せんとする標記の件は、右譲渡物件の一部を  
以て組成する左記軌道並鐵道財團も同様北陸鐵道株式會社に譲渡  
致度と云ふにあり。

##### 記

#### 一、軌道財團 軌道財團に屬する線路の表示

(イ) 停留場前、上石引町間、武藏ヶ辻、犀川大橋間、橋場町、淺野川大橋間、賢坂辻、香林坊間

(ロ) 犀川大橋、野町五丁目間、野町二丁目、野田寺町一丁目間、橋場町、山ノ上町三丁目間

(ハ) 松任、金澤間

## 二、鐵道財團

鐵道財團に屬する線路の表示

(イ) 新西金澤、白菊町間

(ロ) 新西金澤、鶴來間

本件は格別支障無之と認められ、四月二十三日監第九三四號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

金石電氣鐵道 工事方法變更認可

金石電氣鐵道申請標記の件は、同社長田町變電所に於て電動發電機、容量七五キロワット(電壓五五〇ヴォルト)一臺設置運轉中の處、故障發生の場合は客貨輸送上多大の支障ある爲め電動發電機一臺、配電盤並に之に要する諸材料一切準備完了済に付き豫備機械として据付せんとするものにして、右は二月二十六日監第三〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

富山縣

## 富山縣 工事方法變更期間延期の件

富山市申請に係る標記の件は、昭和十一年一月八日附監第一四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

二一〇號を以て認可、富山市營電軌吳羽線工事方法變更認可條件中測點六四七米四〇〇より同一、五八〇米五四五間軌道を昭和十四年一月七日迄に道路の中央に移設すべき筈の處、今次事變に遭遇し資材の入手困難となり、昭和十九年五月迄延期方出願せしものにして、事情已むなきものとして五月二十八日監第一、一七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岡山縣

## 岡山電氣軌道 電動客車設計變更認可

岡山電氣軌道株式會社申請に係る該社從來使用中の車輛は全部「チルド車輪」なりしが、毀損及磨損の關係並に鋼材統制の點を考慮し、車輛中岡軌十型第八、第十五號車の車輪を「ダイヤード」車輪に變更せんとする件は、五月二十一日監第一、二一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

## 廣島電鐵 電動客車設計變更認可及特別設計許可

廣島電鐵株式會社申請に係る標記の件は、該社所屬電動客車五〇〇型十輛は乗客急増の現在過度の使用を餘儀なくされ居る結果車輪、輪緣の切損甚しく運行上危險を感じるに至れるも、車輪は「チルド」式なる爲之に鋼鐵タイヤー嵌込み使用は構造上不可能なると且つ補修資材の入手難等の爲、現在の車輪の儘の改修は至難なるを以て之を鋼鐵タイヤー付車輪に變更せんとす、又本變更

に依り第一段踏上寸法が規定の制限より僅か九粂超過するに付例  
外取扱の件は、別段支障無之認めらるゝに依り五月二十八日監第  
一、三六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より電動客車設計變更の件  
認可し特別設計の件許可ありたり。

### 香川縣

#### 琴平參宮電鐵 工事方法書變更認可

琴平參宮電鐵株式會社申請に係る標記の件は、時局の影響に依  
り近時旅客の激増著しく依つて電力供給者四國水力と協議の結果

從來の三三〇K.W.を三八〇K.W.に増加するを得たるため「ボギー  
車」の運轉回數を増加し以て客貨運輸の圓滑を計らんとするもの  
にして別段支障の點も無之認められ、五月七日監第一、〇七三號  
を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 福岡縣

#### 九州電氣軌道 橋梁新設並假設工事認可

九州電氣軌道申請に係る標記の件は、黒崎、折尾間線路貞元停  
留場附近に橋梁新設認可申請中の處橋梁下と路面との間隔三・  
五〇米は左記理由に依り四・五米と爲し得ざる者の追申にして事  
情已むを得ざるものと認められ、三月六日監第五六九號を以て内  
務、鐵道兩大臣より橋梁新設並假設工事の件認可ありたり。

記

一、新設地下道を通過する貨物積載高は三米以内なり

法  
令

二、國道面標高五・九米軌道柄下標高三・八七五米軌道路線と  
國道との距離七八米なるを以て桁下四・五米とするときは、  
勾配は約十二分の一となり貨物運搬困難なり  
三、國道の勾配、國道兩側市街地との關係上國道の切下も困難  
なり

四、現在計畫に於て既に満潮時は路面上一・四米に及ぶ爲、更  
に一・〇米低下するときは工事施行困難なり

#### 九州鐵道 客車設計變更認可

九州鐵道申請に係る標記の件は、大牟田市内に於て經營中の電  
氣鐵道車輛は乗客の激増に依り輸送能力不足のため既設十三の四  
輪單車を二軸ボギー車とし、自重七・六噸、定員五〇人、車體幅  
二・二八六粂を、各々自重一五・二噸、定員八〇人、車體幅を二  
四〇〇粂に改造し以て輸送增加に對處せんとするに在り、右は時  
宜に適したる措置と認めらるゝに依り左記通牒を附し四月十三日  
監第一、〇七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

通牒

國土局長  
監督局長

福岡縣知事宛

昭和十七年三月六日附保收第九六一號を以て九州鐵道客車設計  
變更の件進達相成候處、車輛最大幅擴大に伴ふ道路横斷定規圖  
を提出するものとして別紙の通指令有之候條、右了知の上其旨

會社に示達有之度

## 熊本縣

## 菊池電氣軌道 大池第三變電所新設認可

菊地電氣軌道申請に係る標記の件は、自上熊本驛至隈府驛は互長二五・七糺にしてその所要電力は現在隈府第一變電所及室蘭第二變電所より餉電致し居れども、最近輸送量の激増に伴ひ現在の變電所設備にては電車電力の不足を生じ且線路損失及電壓降下甚しく又最近沿線に軍關係施設擴充され、之等輸送の完遂を期せんが爲大池第三變電所を新設せんとするものなるも工費八二、〇〇〇圓(手許資金充當)にして臨時資金調整法に依り大藏大臣、商工大臣とも打合の上異存無之旨の回答を得六月六日監第一、六三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 大分縣

## 別府大分電鐵軌道 工事方法變更の件

別府大分電鐵申請標記は、昭和十五年八月八日附監第一、六九九號を以て昭和十六年十二月三十一日迄工事竣工期限延期許可になり、龜川線未落成區間(新設軌道)たる龜川假停留場間は今般内務省大分國道改良事務所に於て施行の國道第三號線改良工事に伴ひ一部道路敷と成りたるに付き、線路を變更せんとするものにして、右は二月六日監第二六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

## ◎若葉吟社詠草

砂山の砂落ち崩れ夏の雲如水  
釣人の竿收めけり夏の雲靜如  
夏めけり衣桁にかかる女もの同  
病み上りの吾子泳がず小蟹追ふ淺茅  
桃太郎の夢や微笑むハンモック同  
薬賣りも乗り込む渡船夏めける同  
夏めくや瀬はや小川に入りて肥ゆ農風  
山青く麥帽まばゆ女學生同  
窓すれくに出て行く船や夏の雲同  
颯爽と征く戰友や夏の雲同  
夏雲を抽いてビル街聳へけり一落  
泳ぎ得で一人忙しく蟹追へる同  
せらぎに紛れずありて遠河鹿同  
(正誤)前號の「鼓紐」は「鼓の緒」野狐禪